

# 青森県女性ロールモデル事例紹介事業実施要領

## 第1 目的

この事業は、就労や起業、社会貢献等、様々な分野にチャレンジする女性が目標とできる女性ロールモデル（具体的な行動や考え方の規範となる人物）に関する情報を収集し、事例として広く紹介することにより、ライフイベントを見据えた長期的な視点で女性が自らの人生設計を行い、働き続けることを支援するとともに、女性のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に資することを目的とする。

## 第2 対象者

女性ロールモデルとして事例紹介の対象となる者は、県内に在住、又は本県出身の満20歳以上の女性で、地域、団体、企業等において活躍している者とする。ただし、その者の現在に至るまでの経緯が、これからキャリアアップしたい、起業したい、社会貢献したいなどの様々な分野にチャレンジする女性にとって、自分が求める姿を具体的にイメージできるものとする。

## 第3 情報収集

青森県男女共同参画センターは、前条に該当する女性（以下、「対象者」という。）について、自ら情報収集を行うほか、経済団体等関係団体、市町村、大学等に協力を求めるなどの方法により、対象者の掘り起こしを行う。

## 第4 女性ロールモデルの公表

青森県男女共同参画センターは、前条により収集した対象者について、本人の了解が得られた場合、本人からインタビュー等により取材した上で、女性ロールモデルとして公表することとし、公表する情報は原則として次に掲げるものとする。ただし、本人の承諾を得られない事項にあつてはこの限りではない。

- (1) 氏名
- (2) 年齢又は年代
- (3) 居住地又は出身地（市町村名）
- (4) 職業又は所属団体名
- (5) 経歴等プロフィール（職歴、活動経歴等）
- (6) インタビュー内容
- (7) 顔写真

## 第5 公表の方法

前条に掲げる事項は、次の各号に掲げる方法により公表する。

- (1) 青森県男女共同参画センターホームページ
- (2) 青森県男女共同参画センターが作成する情報誌等広報媒体
- (3) その他、県が適当と認めるもの

## 第6 情報管理

- 1 女性ロールモデルの情報（第3又は第4に基づき収集した第4に掲げる公表事項以外の情報。以下同じ。）は、「女性ロールモデル個人票」（別紙様式）及びデータベースにより青森県男女共同参画センターが管理し、青少年・男女共同参画課と共有する。
- 2 データベースの作成、編集、保存及び管理は、青森県男女共同参加センターに設置する青森県男女共同参画センター職員専用コンピューターによって行うものとする。
- 3 第5又は1に規定するもの以外の方法で、女性ロールモデルの情報を何人に対しても提供してはならない。ただし、個別に本人の了解を得た場合はこの限りではない。

## 第7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は県と協議して別に定める。